

一般社団法人京都経済同友会 入退会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人京都経済同友会(以下「本会」という)の定款第6条の規定に基づき、正会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 入会手続き

(入会者)

第2条 入会者は新規入会者及び新旧交替入会者の2種とする。

2 前項のうち、新規入会者とは本会の目的達成に賛同する京都府域で経済活動をする経済人で、新たに入会する者をいう。

3 前第1項のうち、新旧交替入会者とは、正会員が転勤・転属・退職等によって退会したとき、その者に代わって1年以内に同一法人から交替入会する者をいう。

(新規入会手続き)

第3条 新規入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受けた上で、所定の入会申込書に必要事項を記載し、代表理事に提出しなければならない。

2 前項の推薦者2名は、代表理事、監事、総務部会長及び事務局長を除き、入会后3ケ年以上経過した会員、そのうち1名は本会役員又は幹事であることを要す。

(新旧交替入会手続き)

第4条 新旧交替入会を希望する者は、会員2名の推薦を受けた上で、所定の入会申込書に必要事項を記載し、代表理事に提出しなければならない。

2 前項の推薦者2名のうち、1名は原則として前任者であること、他の1名は本会役員又は幹事であることを要す。

(入会の審査と承認)

第5条 新規入会希望者又は新旧交替入会希望者から提出された入会申込書は、総務部会による審査、幹事会による適否の協議を経た上で理事会が承認する。

第3章 退会手続き

(退会手続き)

第6条 本会退会を希望する正会員は、所定の退会届に必要事項を記載し、代表理事に提出しなければならない。ただし、正会員が死亡した場合はこの限りではない。

(退会の審査と承認)

第7条 退会希望者から提出された退会届は、総務部会による審査、幹事会による適否の協議を経た上で理事会が承認する。

(特別な事由による退会)

第8条 第6条の規定のほか、正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総務部会による審査、幹事会による適否の協議を経た上で理事会が承認した日をもって退会したものとみなす。

- (1) 年会費の納入を当該年度中に履行しなかったとき
- (2) 所在不明又は連絡不能となり、入会時の推薦者から退会手続きの申請があったとき
- (3) 所属する法人の清算、消滅などにより経済活動が困難であるとみなされるとき

(抛出金品の不返還)

第9条 退会した会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 補 則

(細 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

1. この規程は、一般社団法人の設立登記日をもって施行する。
2. この規程は、平成30年4月25日に改定し、平成30年4月26日から施行する。